

こども文教委員会 案件一覧

(令和7年1月15日開催分)

○所管事務報告 7件

部局	報告順	件 名	資料番号	説明者(所管課長名)
教育委員会	1	(仮称) 大田区特別支援教育推進計画(素案)に関する区民意見公募(パブリックコメント)の実施について	1	高野 学務課長
	2	令和6年度東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査結果について	2	細田 指導課長
	3	令和7年度部活動管理運営等業務委託事業者の募集について	3	鈴木 学校支援担当課長
	4	令和7年度学校用務業務等委託事業者の選定結果について	4	鈴木 学校支援担当課長
こども家庭部	5	東嶺町児童館運営委託事業者の選定結果について	1	青木 子育て支援事業調整担当課長
	6	多摩堤保育園舎の売払いについて	2	神谷 こども家庭部副参事(子育て施設基盤整備担当)
	7	都営東糀谷六丁目団地建替事業に伴う区公共施設の設置について	3	神谷 こども家庭部副参事(子育て施設基盤整備担当)

こども文教委員会 令和7年1月15日
教育委員会事務局 資料1番
所管 学務課

（仮称）大田区特別支援教育推進計画（素案）に関する 区民意見公募（パブリックコメント）の実施について

1 実施期間

令和7年1月16日（木）から令和7年2月5日（水）まで

2 対象

区内に在住・在勤・在学の方、その他計画に利害関係を有する方

3 閲覧場所

大田区ホームページ

学務課、区政情報コーナー、特別出張所

4 閲覧に供する資料

（仮称）大田区特別支援教育推進計画（素案）、計画案概要版

5 意見の提出方法

電子申請、郵送、ファクシミリ、提出先への持参のいずれかの方法による。
なお、電話による意見の受付は行わない。

6 意見の提出先

教育総務部学務課特別支援教育担当

「(仮称) 大田区特別支援教育推進計画(素案)」概要版

第1章 計画の策定にあたって

(1) 特別支援教育をめぐる動き

平成23年 障害者基本法の改正
平成25年 障害者差別解消法の制定
平成26年 障害者権利条約の批准

(2) 計画策定の目的

特別支援教育を総合的かつ計画的により一層推進することを目的として、大田区特別支援教育推進計画を策定します。

(3) 計画の位置付け

本計画は、『おおた教育ビジョン』(第4期)にひもづく個別計画として位置づけます。

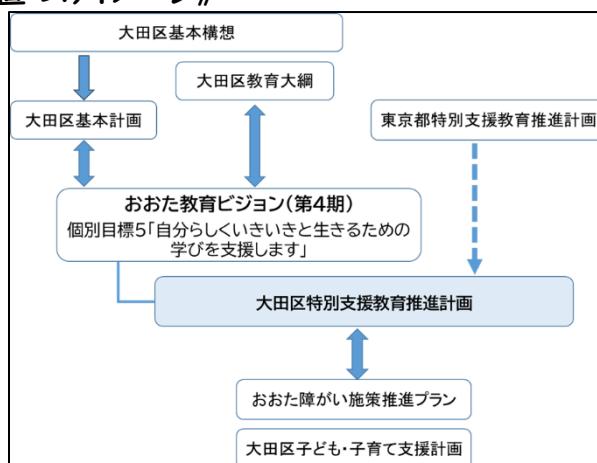
(4) 計画期間

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

(5) SDGsの取組との関係

本計画は、SDGsの17のゴールのうち、特に「4 質の高い教育をみんなに」、「10 人や国の不平等をなくそう」と関連します。

《位置づけイメージ》



第2章 大田区における特別支援教育の現状

(1) 特別支援学級等の設置状況 (令和6年度)

	知的障害 (固定)	自閉症・情緒障害 (固定)	弱視 (通級)	難聴 (通級)	言語障がい (通級)	特別支援教室	特別支援学校 (病虚弱)
小学校	16校	1校※	1校	2校	4校	59校	1校
中学校	10校	-※	-	1校	-	28校	-

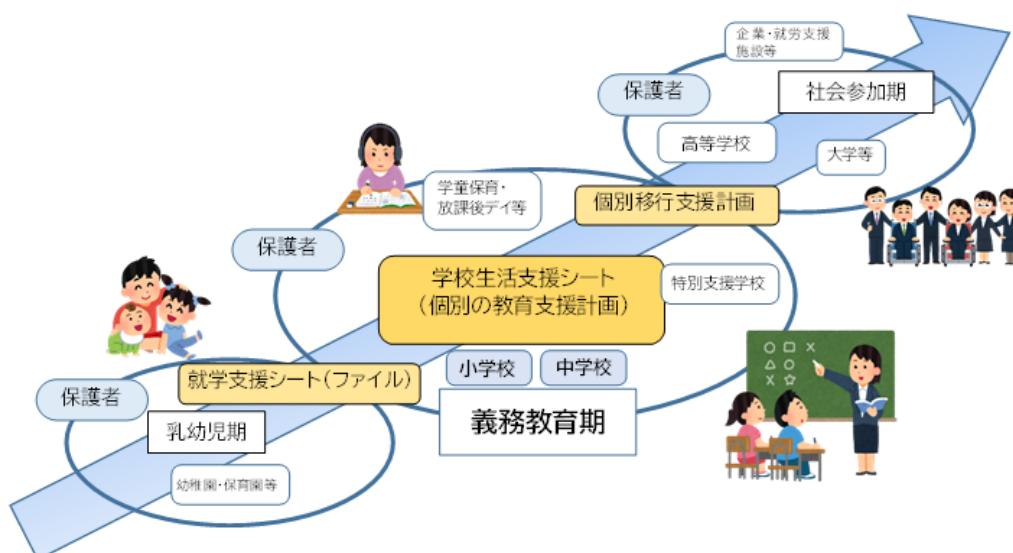
※自閉症・情緒障害特別支援学級は令和7年度に小学校1校・中学校1校、令和8年度に小学校1校開設予定

(2) 東京都立特別支援学校

第3章 大田区における「特別支援教育のあり方」に対する基本的な考え方

(1) 大田区における特別支援教育推進の考え方

障がいのある児童・生徒一人ひとりの能力を最大限に伸長し、それぞれの状況に応じた自立と社会参加を促進するために、一人ひとりの教育的ニーズに応える特別支援教育を推進していきます。



第4章 具体的な取組内容

(1) 多様な学びの場や機会の充実

- ① 知的障害特別支援学級
- ② 自閉症・情緒障害特別支援学級
- ③ 通級指導学級(弱視・難聴・言語障がい)
- ④ 特別支援教室(サポートルーム)
- ⑤ 館山さざなみ学校(特別支援学校)

(2) 学校における支援体制の充実

- ① 通常の学級における人的支援
- ② 特別支援学級における人的支援

(3) 特別支援教育の指導の充実

- ① 教員の資質・専門性の向上
特別支援教育の理念や現状の理解を通じた、指導力の確立
- ② ICT機器の活用
1人1台のタブレット端末の配備による、学習支援や情報保障
- ③ キャリア教育の充実
障がいや特性に応じた職場体験と、外部人材を活用し就労を見据えたキャリア教育
- ④ 特別支援学級介添員、学校特別支援員の資質向上
特別な配慮を必要とする児童・生徒を指導する教員を支援し、こどもたちと直接かかわりのある職員に対する研修の実施
- ⑤ 都立特別支援学校との連携
都立特別支援学校との連携による指導力の向上と理解啓発

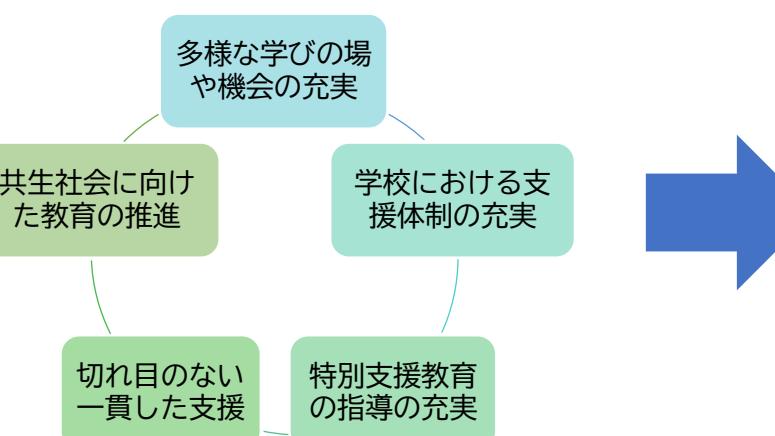
(4) 切れ目のない一貫した支援

- ① 就学相談のさらなる充実
こどもたちのもつ力をより伸ばす教育環境への就学に向けた就学相談の充実
- ② 関係機関との連携等による切れ目ない支援
就学前機関等との連携を深めることによる、教育相談体制の強化
- ③ 医療的ケア児及びその家族に対する支援
学校における医療的ケアの実施体制の充実

(5) 共生社会に向けた教育の推進

- ① 障がい者理解教育の推進
障がい者理解のための授業や都立特別支援学校による出前授業の実施
- ② 交流及び共同学習の充実
障がいのある児童・生徒と障がいのない児童・生徒がともにまなぶ「交流学習」と「共同学習」の実施
- ③ 副籍制度による交流
各学校の児童・生徒と、特別支援学校(館山さざなみ学校含む)に在籍する児童・生徒との交流の実施

計画策定によってめざすもの



自分らしくいきいきと
生きるために学びの支援

【仮称】

大田区特別支援教育推進計画

素案

大田区教育委員会

<目次>

第1章 計画の策定にあたって	1
(1) 特別支援教育をめぐる動き	2
(2) 計画策定の目的	3
(3) 計画の位置付け	3
(4) 計画期間	4
(5) S D G s の取組との関係	4
第2章 大田区における特別支援教育の現状	5
(1) 特別支援学級等の設置状況	
(2) 東京都立特別支援学校	
第3章 大田区における「特別支援教育のあり方」に対する基本的な考え方	
(1) 大田区における特別支援教育推進の考え方	8
(2) 計画の体系	10
第4章 具体的な取組内容	11
(1) 多様な学びの場や機会の充実	12
①知的障害特別支援学級	
②自閉症・情緒障害特別支援学級	
③通級指導学級（弱視、難聴、言語障がい）	
④特別支援教室（サポートルーム）	
⑤館山さざなみ学校	
(2) 学校における支援体制の充実	15
①通常の学級における人的支援 （学校特別支援員・学校特別補助員）	
②特別支援学級における人的支援 （特別支援学級介添員）	
(3) 特別支援教育の指導の充実	17
①教員の資質・専門性の向上	
②I C T機器の活用	
③キャリア教育の充実	

④特別支援学級介添員、学校特別支援員の資質向上	
⑤都立特別支援学校との連携	
(4) 切れ目のない一貫した支援	21
①就学相談のさらなる充実	
②関係機関との連携等による切れ目のない支援	
③医療的ケア児及びその家族に対する支援	
(5) 共生社会に向けた教育の推進	24
①障がい者理解教育の推進	
②交流及び共同学習の充実	
③副籍制度による交流	
用語解説	26
本文中において右上に「*」を付した用語については、巻末の「用語解説」で解説をしています。	
参考資料	32

第1章

計画の策定にあたって

(1) 特別支援教育*をめぐる動き

○平成 19 年に、学校教育法等の一部を改正する法律の施行を受け、障がいのある児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握して、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行う「特別支援教育*」を開始しました。

○平成 23 年に、障害者基本法が改正され、「国及び地方公共団体は、障がい者が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようするため、可能な限り障がい者である児童及び生徒が障がい者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策を講じなければならない。」などが規定されました。

○平成 24 年 7 月に、中央教育審議会の特別支援教育*の在り方に関する特別委員会が「共生社会*の形成に向けたインクルーシブ教育システム*構築のための特別支援教育*の推進」で「障がいのある子どもと障がいのない子どもが、できるだけ同じ場で共に学ぶことをめざすべきである。」「小中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級*、特別支援学校*といった、連続性のある『多様な学びの場』を用意しておくことが必要である。」「すべての教員は、特別支援教育*に関する一定の知識・技能を教員養成段階で身につけることが適当であるが、現職教員については、研修の受講等により基礎的な知識・技能の向上を図る必要がある。」などを報告しました。

○平成 25 年 6 月に、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的として、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が制定されました。(平成 28 年 4 月施行)

○平成 26 年 1 月に、国は「障害者の権利に関する条約」に批准しました。条約第 24 条には「インクルーシブ教育」の規定が明記されました。

○令和 3 年 1 月に、中央教育審議会が「令和の日本型学校教育の構築を目指して」を報告しました。すべての教育段階において、「障害者の権利のための条約」に基づくインクルーシブ教育システム*の理念を構築することを旨として行われ、すべての子どもたちが適切な教育を受けられる環境を整備することなどが明記されました。

○令和 3 年 6 月に、医療的ケア*児や、その家族を支援するため、国や地方公共団体に必要な支援を求める「医療的ケア*児及びその家族に対する支援に関する法律」が成立しました。

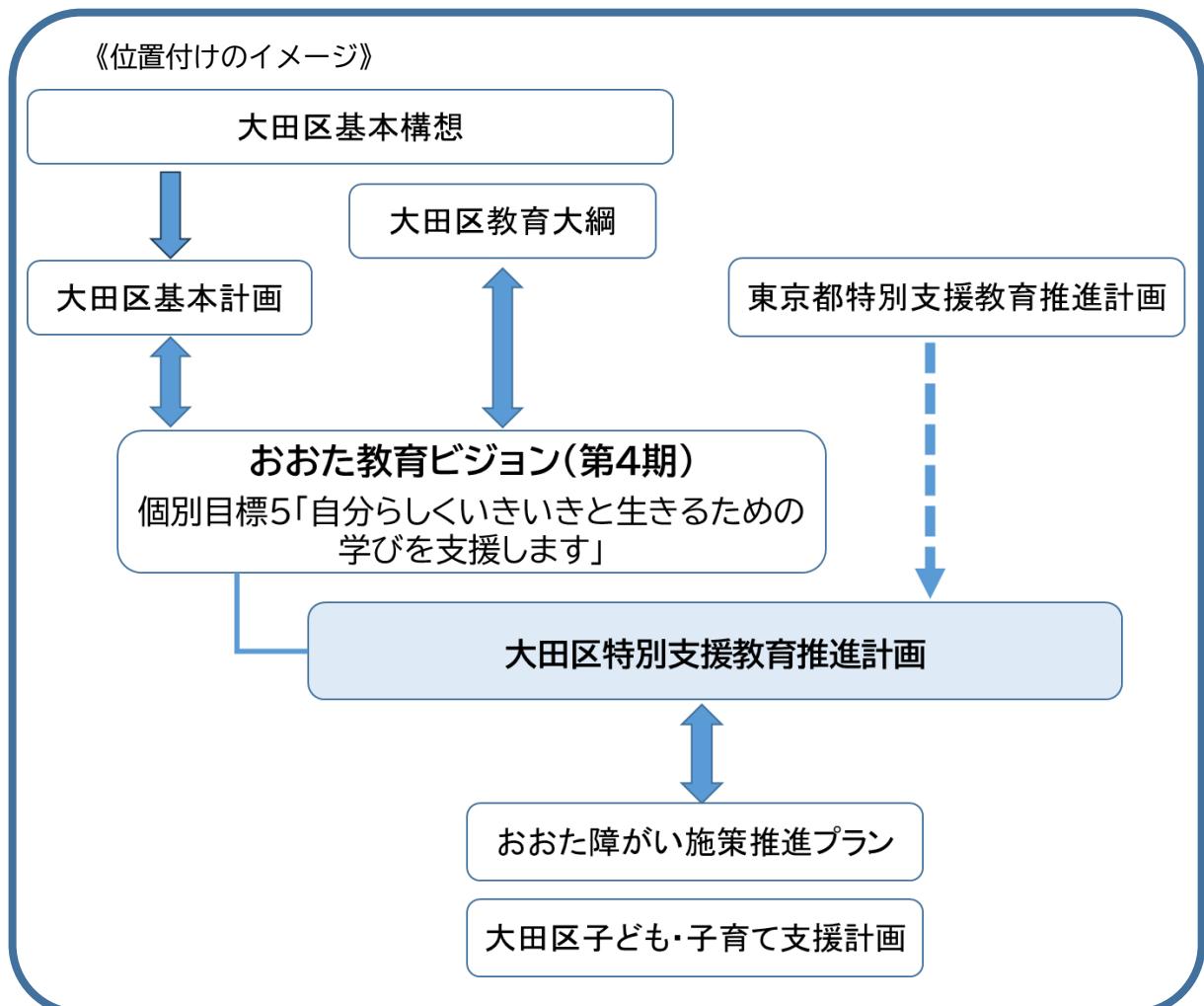
○令和 4 年 12 月に、文部科学省「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果」において、「学習面又は行動面で著しい困難を示す」児童・生徒の割合が 8.8% と報告されました。

(2) 計画策定の目的

共生社会の実現に向けてすべての子どもが可能な限り共に学ぶことに配慮しつつ、自立と社会参加に向けて一人ひとりの教育的ニーズに応じた連続性のある多様な学びの場を充実していくインクルーシブ教育システム*の構築に向けて、特別支援教育*を総合的かつ計画的により一層推進することを目的として、大田区特別支援教育推進計画を策定します。

(3) 計画の位置づけ

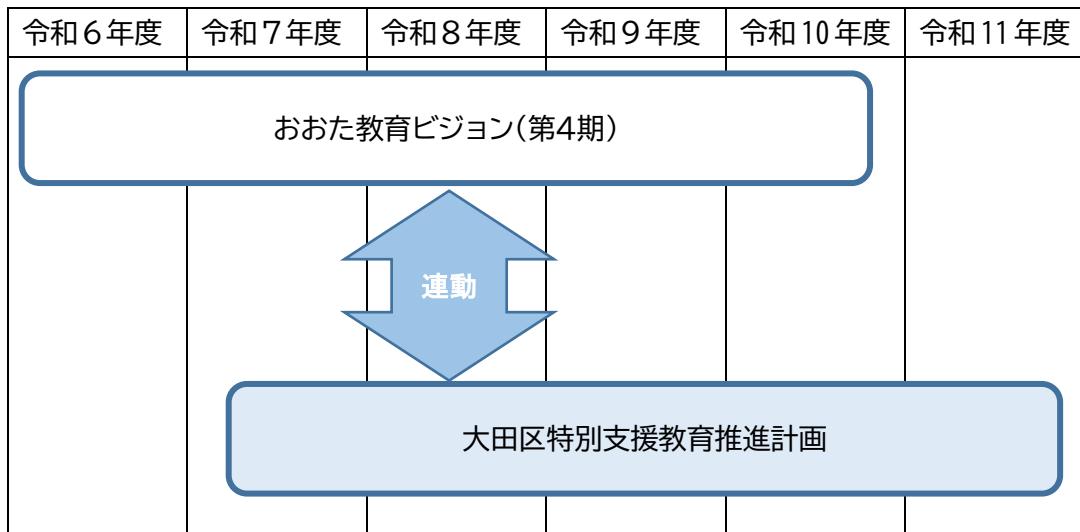
本計画は、『おおた教育ビジョン』(第4期)に基づく個別計画として位置づけ、「個別目標5 自分らしくいきいきと生きるための学びを支援します」の「施策 (1) 特別支援教育*の充実」を具体化するものです。



(4) 計画期間

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

計画期間内に、特別支援教育*に関する国の制度改正や著しく状況が変化した場合は、必要に応じて見直しを行います。



(5) SDGsの取組との関係

本計画は、SDGsの17のゴールのうち、特に「4 質の高い教育をみんなに」、「10 人や国の不平等をなくそう」と関連します。

大田区は、令和5年度に、SDGsの達成に向けて優れた取組を提案する都市として、内閣府から「SDGs未来都市*」に選定されるとともに、その中でも特に優れた先導的な取組を行う「自治体SDGsモデル事業」にも選定されました。



第2章

大田区における特別支援教育の現状

(1) 特別支援学級*等の設置状況(令和6年5月1日時点)

障がいのある児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、それに対応した指導や支援を行うために、特別支援学級*や特別支援教室(サポートルーム)*を設置しています。

《小学校》	障がい種	学校数	学級数	児童数
特別支援学級*	知的障がい	16	48	329
	自閉症・情緒障がい	1※1	1	5
通級指導学級*	弱視	1	1	5
	難聴	2	2	17
	言語障がい	4	9	120
特別支援教室(サポートルーム)*	※2	59	-	976

《中学校》	障がい種	学校数	学級数	生徒数
特別支援学級*※3	知的障がい	10	29	188
通級指導学級*	難聴	1	1	9
特別支援教室(サポートルーム)*	※2	28	-	207

※1 令和7年4月に嶺町小学校に自閉症・情緒障害特別支援学級が開設します。

※2 特別支援教室(サポートルーム)*の対象となるのは、自閉症・情緒障がい・学習障がい(LD)・注意欠陥多動性障がい(ADHD)のある児童・生徒です。

※3 令和7年4月に蒲田中学校に自閉症・情緒障害特別支援学級が開設します。

《区立特別支援学校*》

館山さざなみ学校 … ぜん息・肥満・病虚弱・偏食の児童が、健康及び栄養指導と規則正しい生活により健康の回復増進を図ることを目的に設置しています。

学年	3年	4年	5年	6年	合計
学級数	1	1	1	2	5
児童数	2	5	3	9	19

(2) 東京都立特別支援学校*

大田区には、3校の都立特別支援学校*があり、地域のこどもたちが在籍するとともに、副籍制度による交流*等を通じて、大田区立の小中学校に在籍するこどもたちとの交流があります。

- 矢口特別支援学校(知的障がい・小中)
- 城南特別支援学校(肢体不自由・小中高)
- 田園調布特別支援学校(知的障がい・高)

第3章

大田区における

「特別支援教育のあり方」に対する

基本的な考え方

(1) 大田区における特別支援教育推進の考え方

誰もがお互いを尊重し、支え合い、多様なあり方を認め合える地域社会の形成に向けて、インクルーシブ教育システム*の理念が重要となっています。インクルーシブ教育システムの構築に向けて、大田区では、障がいのある児童・生徒一人ひとりの能力を最大限に伸長し、それぞれの状況に応じた自立と社会参加を促進するために、一人ひとりの教育的ニーズに応える特別支援教育を推進していきます。

おおた教育ビジョンが掲げる理念「笑顔とあたたかさあふれる未来を創り出す力を育てます」の実現のために定めた基本方針「誰一人取り残さず、子どもの可能性を最大限に引き出します」のもと、障がいのある児童・生徒が、その持てる力を高め、生活や学習上の困難さを改善又は克服するために、適切な指導及び必要な支援を行っていくための体制づくりが求められています。

障がいのある子どもたちが、乳児期、幼児期、学齢期、青年期・成人期、高齢期といったそれぞれのライフステージで様々な支援を受ける中、「学齢期」における支援の一つとして、特別支援教育*の充実に努めます。

学齢期の子どもたちが自分らしい生き方を見つけ、将来の夢や希望を実現するために、本計画の目標を「自分らしくいきいきと生きるための学びを支援します」にするとともに、すべての学びの場における指導と教育環境の充実をめざして、以下の5点を施策の柱とします。

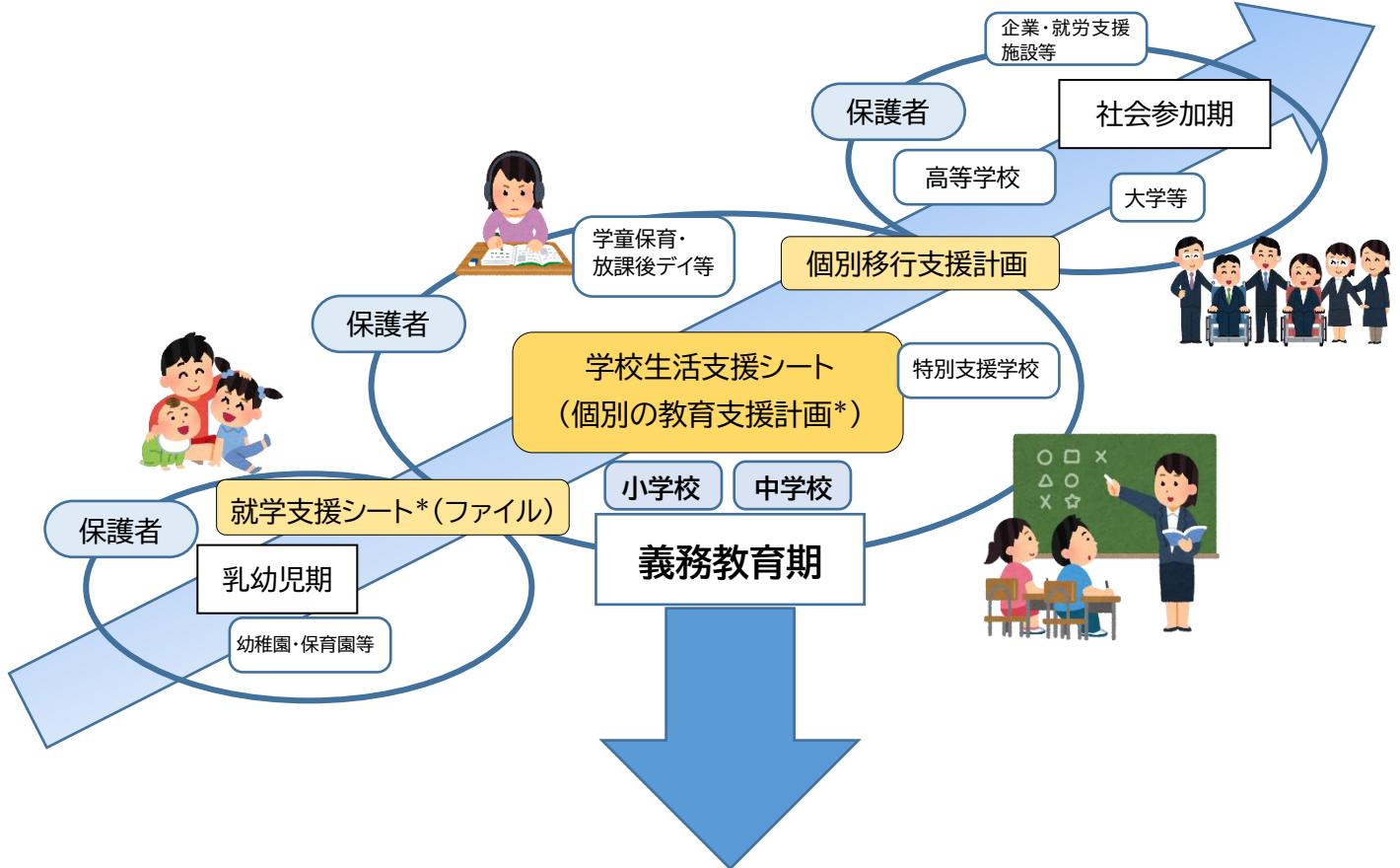
目標

自分らしく
いきいきと
生きるための
学びを支援します

5つの施策の柱

- 多様な学びの場や機会の充実
- 学校における支援体制の充実
- 特別支援教育*の指導の充実
- 切れ目のない一貫した支援
- 共生社会*に向けた教育の推進

《インクルーシブ教育システム*の構築に向けた大田区の特別支援教育*》



多様な学びの場や機会の充実

特別支援学級* (固定学級)

- ・知的障害特別支援学級
- ・自閉症・情緒障害特別支援学級

通常の学級

- ・学級担任や学校特別支援員
*等による特別な支援・配慮
- ・通級指導学級*(弱視・難聴・言語障がい)
- ・特別支援教室
(サポートルーム)*

特別支援学校*

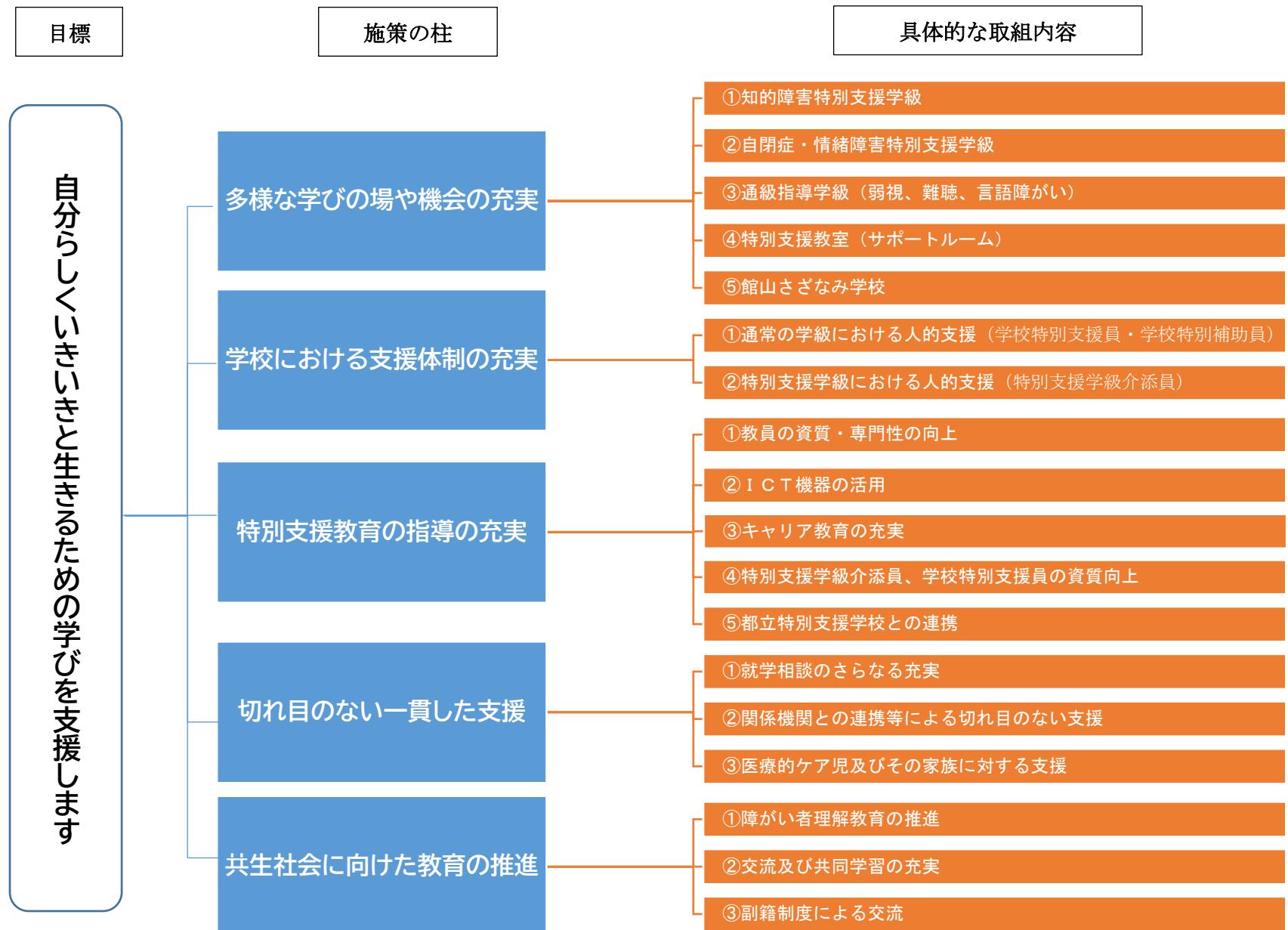
- ・東京都立特別支援学校
都立矢口特別支援学校
都立城南特別支援学校
- ・大田区立特別支援学校
館山さざなみ学校

副籍制度による交流

交流及び共同学習

大田区特別支援教育推進計画体系図

10



(2) 計画の体系

第4章

具体的な取組内容

(1) 多様な学びの場や機会の充実

障がいのある児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、それに対応した適切な指導や支援を行うため、特別支援学級*や特別支援教室(サポートルーム)*などを設置しています。また、大田区内には東京都立特別支援学校*が3校設置されています。

現状	① 知的障害特別支援学級【学務課】 認知や言語などに関わる知的機能の発達に軽度の遅れが認められる児童・生徒を対象に、小集団で指導を行う知的障害特別支援学級を設置しています。 <ul style="list-style-type: none">児童・生徒の通学負担等を考慮しながら設置を進め、令和6年4月現在、小学校16校/59校、中学校10校/28校に設置しています。小集団により、児童・生徒一人ひとりに寄り添った指導を行うことを目的としているため、1校あたり3学級を適正規模として学級編制を行います。
	② 自閉症・情緒障害特別支援学級【学務課】 知的発達に遅れがなく、自閉症又は情緒障がいがあり、特別支援教室(サポートルーム)*の巡回指導では、障がいによる生活上又は学習上の困難さの克服や改善が難しい児童・生徒を対象に、一人ひとりの障がいの状態に応じた指導内容や指導方法を工夫し、適切な指導を行う自閉症・情緒障害特別支援学級を設置しています。 <ul style="list-style-type: none">令和6年4月に大森東小学校に大田区で初めて開設しました。令和7年4月に領町小学校・蒲田中学校に開設予定です。
	③ 通級指導学級*(弱視、難聴、言語障がい)【学務課】 弱視・難聴・言語障がいにより生活上または学習上の困難さを抱えていて、一部特別な指導が必要となる児童・生徒のために、通級指導学級*を設置しています。 <ul style="list-style-type: none">言語障害通級指導学級は、小学校4校に設置しています。難聴学級は、小学校2校・中学校1校に設置しています。弱視学級は、小学校1校に設置しています。弱視学級の設置は東京都内でも限られているため、近隣区から通う児童にも指導を行っています。
	④ 特別支援教室(サポートルーム)*【学務課】 知的発達に遅れがなく、発達障がい*がある児童・生徒で、一部特別な指導が必要な児童・生徒に対して、自立活動*の指導を行う特別支援教室(サポートルーム)*を小学校は平成28年度から、中学校は令和3年度から全校に設置しています。 <ul style="list-style-type: none">令和3年3月に改訂された東京都の「特別支援教室の運営ガイドライン」を踏まえて、大田区でも令和4年3月に「特別支援教室(サポートルーム)*ガイドライン」を策定し、指導の成果の振り返りを行う節目の期間を「原則の指導期間」として示し、手続き等について各学校に周知しました。小学校から中学校への進学の際、切れ目なく支援が行えるよう継続して指導を行える体制の整備をしています。特別支援教室(サポートルーム)*での指導を必要とする児童・生徒の、申込みから指導開始までの期間を短縮するため、相談手続きの簡略化を図っています。

	<p>⑤ 館山さざなみ学校【学務課】</p> <p>小学校3年生から6年生の児童を対象として、区内の学校と同じ学習をしながら、各自の健康状態に応じた健康、栄養指導により、体力の増進を図っています。ぜんそく、肥満、偏食、病虚弱などのこどものために設置した全寮制の学校です。</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設は校舎・体育館・寄宿舎・食堂・プール等が同一敷地内に設けられ、学校の教職員のほか寄宿舎指導員、看護師等を配置し、児童の学校生活を見守っています。
課題	<p>① 知的障害特別支援学級</p> <ul style="list-style-type: none"> 知的障害特別支援学級に在籍する児童・生徒の数は増加を続けており、一部地域で4学級編制を維持せざるを得ない状況があり、適正化を図る必要があります。 通学負担の大きい地域があるため、設置校の地域偏在を解消していく必要があります。 <p>② 自閉症・情緒障害特別支援学級</p> <ul style="list-style-type: none"> 特別支援教室(サポートルーム)*での指導だけでは、十分な効果を期待することが困難な児童・生徒のニーズに応じて、自閉症・情緒障害特別支援学級の増設が求められています。 <p>③ 通級指導学級*(弱視・難聴・言語障がい)</p> <ul style="list-style-type: none"> 言語・弱視の通級指導学級*は、小学校のみの設置となっているため、中学校に進学したあとは、通級指導学級*との連携によって支援を継続しています。 在籍校での授業を抜けての通級となるため、学習の遅れへの不安や小学校では保護者による送迎の負担などが課題となっています。 <p>④ 特別支援教室(サポートルーム)*</p> <ul style="list-style-type: none"> 在籍学級で学習上又は生活上の困難さを抱えている児童・生徒に対して、特別支援教室(サポートルーム)*での指導をより速やかに開始できるような仕組みづくりが必要です。 小学校は拠点校18校、中学校は拠点校4校による巡回体制となっており、小学校に比べて中学校の巡回校が多いことから、各学校における指導時間が限定されてしまう課題が生じています。 小学校1年生入学当初からの特別支援教室(サポートルーム)*利用を求める声が挙がっています。 <p>⑤ 館山さざなみ学校</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設の老朽化に伴う修繕や、看護師等の安定した人材確保など、学校環境の整備が求められています。 中学生を対象とした学校がないため、健康課題を抱える生徒の支援の拡充が必要です。

今後の方向性	① 知的障害特別支援学級
	<ul style="list-style-type: none"> ● 大田区全体の児童・生徒数の推移を注視しながら、知的障害特別支援学級の新たな設置を検討します。 ● 今後の学校の改築計画に合わせ、設置校の地域偏在による空白地域の解消をめざします。
	② 自閉症・情緒障害特別支援学級
	<ul style="list-style-type: none"> ● 令和8年度までに区内で小学校3校(大森東小・嶺町小・道塚小)と中学校1校(蒲田中)に開設します。 ● 就学相談*の状況や指導の効果を検証し、小学校3校・中学校1校の設置後の設置計画について検討します。
	③ 通級指導学級*(弱視・難聴・言語障がい)
	<ul style="list-style-type: none"> ● 引き続き、対象となる障がいがある児童・生徒の支援を行っていきます。 ● それぞれの障がい特性に応じた、多様な教材の活用を推進していきます。 ● 東京都の学級編制基準の改正に伴い、中学校への設置が可能になった言語障害通級指導学級*の研究を行います。
④ 特別支援教室(サポートルーム)*	<ul style="list-style-type: none"> ● 令和7年度の中学校の拠点校増設に続き、さらなる拠点校増設やグループ編制の見直しについて検討を行っていきます。 ● 特別支援教室(サポートルーム)*での指導を必要とする児童・生徒に早期の指導を実現するため、入室時期を含めた手続きの検討を行っていきます。 ● 特別支援教室(サポートルーム)*での指導のさらなる充実をめざします。
	⑤ 館山さざなみ学校
	<ul style="list-style-type: none"> ● 「館山さざなみ学校のあり方検討委員会報告書」(平成25年3月)を基に、今後の方向性を検討します。 ● 東邦大学と連携した食育*研究の推進により、区内に住む児童・生徒の健康の回復や体力増進に取り組みます。

	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
知的障害 特別支援学級	継続		(地域偏在解消のための検討)		
自閉症・情緒障害 特別支援学級		嶺町小学校・ 蒲田中学校に 新設	道塚小学校 に新設	(就学相談*の実施状況等を踏まえ検討)	
特別支援教室 (サ ポートルーム) *		南六郷中学校 に拠点増設		(小学校入学当初からの入室・中学校拠点グループの 再編成を検討)	

(2) 学校における支援体制の充実

特別支援学級*に在籍する児童・生徒や、通常の学級において特別な配慮を必要とする児童・生徒を指導する教員を支援するため、また児童・生徒の安全上の見守りのための人員を各小中学校に配置しています。

現状	<p>① 通常の学級における人的支援(学校特別支援員・学校特別補助員*)</p> <p>【指導課】</p> <p>通常の学級に在籍する発達障がい*など特別な配慮が必要な児童・生徒への指導にあたる学級担任・教科担任を支援するために配置しています。</p> <ul style="list-style-type: none">● 学校特別支援員*については、児童・生徒に継続的な支援を行うため、令和5年度から段階的に増配置を行い、令和6年度からは小学校全校に配置をしています。● 学校特別補助員*については、小学校は週6時間、中学校は週12時間の基本時数に基づいた配置に加え、学校からの要望や児童・生徒の状況を踏まえ、必要な時数を追加配置しています。
	<p>② 特別支援学級*における人的支援(特別支援学級*介添員)【指導課】</p> <p>特別支援学級*に在籍し、心身に障がいのある児童・生徒の教育を保障するとともに、一人ひとりの障がいの特徴と発達に応じた対応を行うことを目的に配置しています。</p> <ul style="list-style-type: none">● 特別支援学級*に在籍する児童・生徒の学習の補助や安全上の見守りを行うため、学級数に応じた人員を配置しています。● 児童・生徒の状況に応じて、よりきめ細かな支援を行うため追加配置を行い、人的支援の充実を図っています。
課題	<p>① 通常の学級における人的支援(学校特別支援員・学校特別補助員*)</p> <ul style="list-style-type: none">● それぞれの職で人材の確保が困難な状況が続いている。● 児童・生徒と直接関わる職種であるため、障がいに対する十分な理解啓発が求められます。● 一律の配置基準となっているため、学校規模に応じた対応の検討が必要です。
	<p>② 特別支援学級*における人的支援(特別支援学級*介添員)</p> <ul style="list-style-type: none">● 人材の確保が困難な状況が続いている。● 児童・生徒と直接関わる職種であるため、障がいに対する十分な理解啓発が求められます。● 特別支援学級*の担任教員と連携しながら、一人ひとりの児童・生徒の状況に応じた支援が必要です。

今後の方向性	<p>① 通常の学級における人的支援(学校特別支援員・学校特別補助員*)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 職務内容をよりわかりやすく記載した募集や、PTA・地域の方の協力等により、障がいに理解のある幅広い人材で万全の体制整備をめざします。 ● 研修等を通じて支援にあたるために必要な知識や心構えの啓発に努めます。 (参照 P18) ● 着実な人材確保に取り組み、学校特別支援員*の配置を継続的に実施していくとともに、特別な配慮を必要とする児童・生徒の人数や状況に応じた、学校特別補助員*の配置時数により、支援体制を充実させます。
	<p>② 特別支援学級*における人的支援(特別支援学級介添員)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 職務内容をよりわかりやすく記載した募集や、PTA・地域の方の活用等により、障がいに理解のある幅広い人材で万全の体制整備をめざしていきます。 ● 研修等を通じて支援にあたるために必要な知識や心構えの啓発に努めます。 (参照 P18) ● 着実な人材確保に取り組み、特別支援学級介添員の配置による支援体制を継続していきます。

(3) 特別支援教育*の指導の充実

特別な配慮や支援を必要とする児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに対応するため、研修や連絡協議会等の情報共有の機会を通じて、教職員の専門性の向上に取り組んでいます。

現状	<p>① 教員の資質・専門性の向上【指導課】</p> <p>教員一人ひとりが特別支援教育*の理念や現状を理解し、特別な支援を必要とする児童・生徒等に対する指導力の確立を図っています。</p> <ul style="list-style-type: none">● 特別支援教育*研修会(年3回) 通常の学級の担任、知的障害特別支援学級の担任、特別支援教室(サポートルーム)*の巡回指導教員を対象として、それぞれの立場での指導の充実をめざした研修を実施しています。● 特別支援教育コーディネーター*連絡協議会(エリアネットワーク*研修会) 各校の特別支援教育コーディネーター*を対象として大学教授等の講演、教員による実践報告、地区別協議等を通して、特別支援教育*についての理解を深め、各学校の特別支援教育*の内容の充実を図っています。 年1回のエリアネットワーク*研修会では、特別支援教育コーディネーター*に限らず、幼児教育センターや教育センター、区内関係機関からの参加も受け入れ、区全体の特別支援教育*の理解促進に努めています。● 特別支援教室巡回指導教員*連絡協議会 特別支援教室(サポートルーム)*での指導内容等を共有するとともに、発達障害支援アドバイザーからの助言を受け、各学校での指導の充実を図っています。● 校務支援システムを活用し、特別支援教室(サポートルーム)*の教材や支援方法を共有することで、指導の充実を図っています。
	<p>② ICT*機器の活用【指導課】</p> <p>1人1台のタブレット端末の配備により、教科学習や自立活動*等の指導場面で視覚支援や情報保障を行います。客観的なアセスメント*と連動した指導法(トレーニング)により、学習につまずきのある児童を早期に支援しています。また、発達障がい*等により、通常の検定教科書等において文字や図形を認識することが困難な児童・生徒に、マルチメディアディジタル教科書*等の音声教材を提供して支援しています。</p> <ul style="list-style-type: none">● 令和3年5月までに、区立全小中学校へ1人1台のタブレット端末を配備しました。● 令和4年9月にウェブサイト「おおた ICT 教育センター*」を立ち上げ、ICT*を活用した授業事例、ICT*教育に係る関連リンク、大田区の ICT*関連のマニュアルサイトについて、教員向けに情報提供を行っています。

現状	<p>③ キャリア教育*の充実【指導課】</p> <p>一人ひとりの障がいや特性に応じた体験先を選定することで、充実した職場体験を実施するとともに、就労を見据えたキャリア教育を実現します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 中学校生徒職場体験 中学校第2学年生徒を対象に3日間以上の職場体験を実施し、職業や進路の選択などに必要な勤労観や職業観をはぐくんでいます。また、中学校生徒職場体験連絡協議会を実施し、職場体験の意義や進め方について、教員の理解を深めています。 ● 外部人材を活用したキャリア教育* 多様な職歴をもつ地域ボランティア等の外部人材が、仕事の魅力や働くことの意義について講義することにより、児童・生徒が自身の生き方や職業の選択について自主的に考える態度や基礎的・汎用的能力をはぐくんでいます。 <p>④ 特別支援学級*介添員、学校特別支援員の資質向上【学務課・指導課】</p> <p>特別な配慮を必要とする児童・生徒を指導する教員の支援を行い、こどもたちと直接かかわりのある職員に対して、毎年研修を実施しています。障がい理解に関する知識の習得や支援の心構えなどの啓発を行っています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 特別支援学級*介添員研修(年2回) 特別支援学級*設置校の校長や教員を講師として、講義やグループワークを通して、具体的な支援の方法を学ぶとともに、経験を共有することで、より良い支援へつなげていくための研修を実施しています。 ● 学校特別支援員*研修(年1回) 都立特別支援学校*の教員等を講師として、講義やグループワークを通して、発達障がい*の特性や具体的な支援の方法を学ぶとともに、経験を共有することで、より良い支援へつなげていくための研修を実施しています。 <p>⑤ 都立特別支援学校*との連携【指導課】</p> <p>都立特別支援学校*のセンター的機能*を活用し、巡回相談、専門性向上事業、副籍制度*による交流の実施を円滑に行ってています。また、都立特別支援学校*の特別支援教育コーディネーター*が研修会等の講師として講話し、教員の理解啓発を推進しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 巡回相談を活用し、都立特別支援学校*の特別支援教育コーディネーター*から、学校の実情に応じた支援や助言を受けています。 ● 専門性向上事業に関して、対象の区立学校の研究に年間を通じてかかわりを持つ都立特別支援学校*の特別支援教育コーディネーター*から、支援や助言を受けています。 ● 年度初めの特別支援教育コーディネーター*連絡協議会において、都立特別支援学校*の特別支援教育コーディネーター*から副籍制度*による交流の実施方法に関する説明を受けています。
----	---

課題	<p>① 教員の資質・専門性の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 特別支援教育*研修会について、それぞれ参加教員数が限られているため、より多くの教員が特別支援教育*の専門性の向上を図る研修の機会を設定する必要があります。 <p>② ICT*機器の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 特別支援学級*に在籍する児童・生徒や、特別支援教室(サポートルーム)*を利用する児童・生徒については、一人ひとりの実態に合わせた支援や指導が必要となるため、担当する教員には、特別支援教育*についての高い専門性が求められます。一方で、初任者や通常の学級からの異動者がその役割を担うことになることも少なくありません。 <p>③ キャリア教育*の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 特別な支援を必要とする児童・生徒の進学先や就労先に関して、すべての教職員が理解を深めるとともに、一人ひとりに適した進路指導を行う必要があります。 ● 進路指導を教育活動に教科等横断的且つ日常的に取り入れることで、将来のために前向きに学習に取り組む姿勢を醸成する必要があります。 <p>④ 特別支援学級*介添員、学校特別支援員*の資質向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 特別支援学級*介添員、学校特別支援員*とともに年度途中での採用があるため、時期によってはその年度内に研修を受けられないことがあります。 ● 特別な配慮を必要とする児童・生徒が増加傾向であるため、研修内容のさらなる充実を図る必要があります。 ● 児童・生徒に対して適切な支援を行うため、学級担任を含む学校全体との情報共有や十分な連携が必要です。 <p>⑤ 都立特別支援学校*との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 基本的に、都立特別支援学校*の特別支援教育コーディネーター*が区立学校を訪れて支援や助言を行っていますが、専門性向上事業の対象となる学校からは、都立特別支援学校*における特別支援教育*の実践を実地で学びたいという要望を受けています。
----	--

今後の方向性	<p>① 教員の資質・専門性の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> これまで実施してきた研修会及び連絡協議会を、今後も確実に実施するとともに、ICT*を活用した研修動画のオンデマンド配信等を行い、研修の機会を拡大することにより多くの教員の資質・能力を向上させます。 指導方法や教材のデータを蓄積することで、多様な教育的ニーズに対応できるよう支援を充実させます。
	<p>② ICT*機器の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ICT*を活用した教育ソフトを導入し、教員に対して、特別支援教育*に関わる知識の獲得、学校生活支援シートや個別の指導計画*の作成、日々の支援や指導に使用する教材の作成等を包括的にサポートすることで、特別支援教育*の質の確保や向上を図ります。
	<p>③ キャリア教育*の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 研修会及び連絡協議会を通じて、特別な支援を必要とする児童・生徒の進学先や就労先に関する理解を深め、充実した進路指導の実現を図るとともに、都立特別支援学校*高等部と連携し、一貫した就労支援を図ります。 おおたの未来づくりを軸にしたカリキュラム・マネジメントによって、生活単元等を活用して、外部と連携した体験的な学習を充実させます。
	<p>④ 特別支援学級*介添員、学校特別支援員*の資質向上</p> <ul style="list-style-type: none"> 今後も研修を確実に実施するとともに、研修内容が双方向でより定着率の高いものとなるようさらなる充実をめざします。 研修資料を提供し、年度途中での採用者にも、理解啓発を図ります。 特別支援学級*介添員、学校特別支援員*が適切な支援を行えるように、学校全体で情報共有や連携をしながら、児童・生徒を見守る体制づくりをさらに進めます。
	<p>⑤ 都立特別支援学校*との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> 専門性向上事業の対象となる学校以外にも、希望する区立学校の教職員が都立特別支援学校*を訪問し、都立特別支援学校*における特別支援教育*の実践を実地で学ぶ機会を確保します。 都立特別支援学校*と区立学校との短期人事交流を行い、区立学校教員が都立特別支援学校*における実務で経験した内容を、区立学校に還元します。

(4) 切れ目のない一貫した支援

障がいのある児童・生徒や、医療的ケア*など、配慮を必要とする児童・生徒の状況は多様化しています。一人ひとりに寄り添った支援のため、相談体制の充実に取り組んでいます。

現状	<p>① 就学相談*のさらなる充実【教育センター】</p> <p>こどもや保護者に寄り添い、その子のもつ力をより伸ばす教育環境への就学に向け、就学相談体制や就学支援委員会の仕組みの充実に取り組んでいます。</p> <ul style="list-style-type: none">● 每年4月に翌年度以降入学児童に対し、就学までの手続き等についての説明会を開催しており、年々参加者が増えています。● 就学支援ファイル*の作成により、切れ目のない支援の充実を図っています。● 大田区ホームページや区報での周知、幼稚園・保育園等へのポスター配布を通して、就学相談*事業の周知を行っています。● 心身に障がいのあるこどもの障がいの特性や状況に応じて、その子のもつ力をより伸ばす教育環境への、就学・転学に向けた相談を実施しています。● こどもにとってより良い教育環境を考えるため、心理職等を含む専門家を交えた就学支援委員会を開催しています。
	<p>② 関係機関との連携等による切れ目のない支援</p> <p>就学前の幼児教育、保育等を担う、幼稚園、保育園等との連携をより一層深め、切れ目ない支援をめざして、早期からの教育相談体制を構築しています。</p> <p>また、子育て、保健、福祉等の関係機関との連携により特別支援教育*を推進しています。</p> <ul style="list-style-type: none">● 教育相談【教育センター】児童・生徒にかかわる様々な問題や悩みについて教職経験者や心理職の教育相談員が相談に応じ、自立への支援や望ましいかかわり方等について助言等を行っています。● 就学支援シート*の活用や保幼小地域連携協議会*の開催などを通じて、就学に向けた必要な情報共有を行っています。【幼児教育センター】● ペアレントトレーニング【教育センター】発達障がい*のある児童の保護者を対象として、保護者がこどもを正しく理解し、こどもとの好ましいかかわり方を身に付け、こどもが家庭生活はもとより学校生活においても、より適切な行動ができるよう、グループ討議を通して学ぶ学習会を開催しています。● 学齢期の発達障がい*支援事業【障がい者総合サポートセンター】大田区立小中学校の特別支援教室(サポートルーム)*を利用し、集団行動面に困難性を抱えている児童・生徒を対象として、医師の診察や発達評価に基づく専門的な療育を提供しています。● スクールソーシャルワーカー*【教育センター】経済的困窮や養育上の困難など、学校だけでは解決が困難な課題がある児童・生徒や保護者に対し、スクールソーシャルワーカー*が社会福祉の専門的な知識

	<p>を生かし、関係機関等と連携して問題の解決を支援しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 個別の指導計画*及び個別の教育支援計画*など、就学前機関から提供される情報を参考にして、新入学児童の支援を充実させています。【指導課】 ● 各種協議会による関係機関等との連携を強化しています。【学務課・指導課・教育センター】 (大田区自立支援協議会、障がい者差別解消支援地域協議会、大田区医療的ケア*児・者支援関係機関会議など)
	<p>③ 医療的ケア*児及びその家族に対する支援【学務課】</p> <p>医療的ケア*が必要な児童・生徒が安心して学校で学ぶことができ、また、保護者にも安心・安全への理解が得られるよう、学校における医療的ケア*の実施体制の充実を図っています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 小学校で医療的ケア*が必要な児童に対して、看護師の配置を行っています。 ● 学校における医療的ケア*の実施に際しては、教育委員会内の安全委員会で検討を行っています。 ● 学童保育利用時だけでなく、放課後こども教室の利用時も医療的ケア*を実施できるように看護師の配置を行っています。
課題	<p>① 就学相談*のさらなる充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 多様な学びの場が整備されるなか、教職員や心理職等による専門的な相談体制をより一層充実させすることが必要です。 ● その子のもつ力をより伸ばす教育環境への就学のために、行動観察を複数の関係者で行うなど就学支援委員会の仕組みを検討していく必要があります。 ● 小学校入学当初からの特別支援教室(サポートルーム)*の利用について、大田区としての考え方や仕組みの整理が必要です。 ● 通級指導学級*については、相談の申込みから就学支援委員会を経て利用開始までに長い時間を要してしまう場合があります。 ● 就学支援委員会に参加する委員の日程調整が困難な状況にあり、開催方法の検討が必要です。
	<p>② 関係機関との連携等による切れ目のない支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 各種相談の中で、的確に就学相談*につながるよう連携に努めていく必要があります。 ● 各課で実施している各種事業についてのさらなる情報共有が必要です。
	<p>③ 医療的ケア*児及びその家族に対する支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 医療的ケア*が必要な児童・生徒が増加傾向にあり、宿泊行事における対応など医療的ケア*の実施体制のさらなる充実が求められています。 ● 多様化する医療的ケア*に対する相談体制の整備など、学校をとりまく支援体制の整備が必要です。

今後の方向性	<p>① 就学相談*のさらなる充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 就学相談*説明会の開催場所や時間の設定について、わかばの家や保育園等と連携し、より参加しやすい形を検討します。 ● 就学支援ファイル*の作成により、切れ目のない支援を充実させます。 ● 区民にとって、わかりやすい資料を作成し、就学相談*事業を周知します。 ● 多様化する就学相談*を担う職員の人員確保や専門性の向上など就学相談*の充実に努めます。 ● 学校見学や体験入学、行動観察など就学までの仕組みづくりの再考を学校等とともに検討します。 ● 就学支援委員会のオンライン開催など、開催形式等を検討します。
	<p>② 関係機関との連携等による切れ目のない支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 障がいのある児童・生徒の自立や社会参加に有効となる各種事業の情報を関係機関で共有するとともに、保護者等に適切に情報を提供することで、特別支援教育*を一層充実させます。 ● スクールソーシャルワーカー*を学校に配置することで、児童・生徒等が相談しやすい環境を充実させるとともに、学校との連携を深め、課題の早期発見・早期支援につなげます。
	<p>③ 医療的ケア*児及びその家族に対する支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 東京都医療的ケア*児支援センターや、区内各機関と連携した、支援を一層充実させます。 ● 大田区立学校におけるガイドラインを策定し、保護者・学校・看護師・主治医・教育委員会のそれぞれの役割を明確化するとともに、相互の連携体制を示すことで、医療的ケア*児にとってよりよい支援体制の整備をめざします。 ● 宿泊行事等における、看護師による医療的ケア*の実施について、都のガイドラインや他自治体での取組状況を参考にしながら具体的な検討を行います。

(5) 共生社会*に向けた教育の推進

誰もがお互いを尊重し支え合い、人々の多様なあり方を相互に認め合える全員参加型の社会の形成に向けて、障がい者理解の推進や障がいのある児童・生徒と障がいのない児童・生徒が共に学び合う環境の整備を行います。

現状	① 障がい者理解教育の推進【指導課】 各学校において、特別支援教育コーディネーター*や特別支援学級*担任、巡回指導教員等が児童・生徒に対して、障がい者理解のための授業を実施しています。また、各学校からの要請に応じ、都立特別支援学校*の特別支援教育コーディネーター*や民間団体等による出前授業を実施しています。 <ul style="list-style-type: none">● 障がい者理解に資する研修等を、特別支援教育コーディネーター*や特別支援学級*担任、特別支援教室巡回指導教員*等に対して実施しています。● 各学校の要望に応じて、特別支援教室巡回指導教員*が通常の学級の児童・生徒に対して、特別支援教室(サポートルーム)*に関する理解教育の授業を行っています。● 都立特別支援学校*のセンター的機能*を活用した巡回相談を、各学校から提出された希望申請書に基づいて実施しています。
	② 交流及び共同学習の充実【指導課】 各学校において、障がいのある児童・生徒と障がいのない児童・生徒との相互のふれあいを通じて、豊かな人間性をはぐくむことを目的とする「交流学習」と、教科等のねらいの達成を目的とする「共同学習」を、計画的に実施しています。 <ul style="list-style-type: none">● 各学校における事前・事後学習を含めた行事等を通じて、特別支援学級*と通常の学級の児童・生徒の交流及び共同学習を実施しています。● 特別支援学級*に在籍する児童・生徒のみで行う運動会や球技大会などの連合行事を通して、設置校間での交流及び共同学習を実施しています。
	③ 副籍制度*による交流【指導課】 特別支援学校*(館山さざなみ学校を含む)に在籍する児童・生徒が、居住する地域の公立小中学校に副次的な籍をもち、居住する地域とのつながりの維持・継続を図るために、各学校の児童・生徒と、直接・間接的な交流を計画的に実施しています。 <ul style="list-style-type: none">● 間接的な交流では、お便りの交換や、展覧会への出展などを実施しています。● 直接的な交流では、各教科等の授業への参加や、学校行事への参加を実施しています。

課題	<p>① 障がい者理解教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 特別支援教室(サポートルーム)*を利用する児童・生徒によっては、利用していることを隠したい気持ちをもつことがありますがあり、周囲への理解教育の授業を行うことが難しい場合があります。
	<p>② 交流及び共同学習の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 連合行事に参加することで、各校での通常の学級との交流及び共同学習の時間を十分に確保することが困難となっています。
	<p>③ 副籍制度*による交流</p> <ul style="list-style-type: none"> 副籍制度*による交流は、都立特別支援学校*が作成する実施計画書兼実施報告書を基に実施しますが、特に間接的な交流において、区立学校が「お便りの交換」を失念して、実施計画書兼実施報告書のとおりに実施できないことがあります。 保護者が、通常の学級ではなく、特別支援学級*との直接交流を望む場合があります。
今後の方向性	<p>① 障がい者理解教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 引き続き交流及び共同学習や副籍制度*による交流を推進し、障がいのある児童・生徒と障がいのない児童・生徒との交流の機会を確保します。 これまで実施してきた研修会及び連絡協議会を、今後も確実に実施するとともに、ICT*を活用した研修動画のオンデマンド配信等を行い、研修の機会を拡大することで教員の資質・能力を向上させます。
	<p>② 交流及び共同学習の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 設置校長会と連携しながら、連合行事等を見直し、特別支援学級*と通常の学級の児童・生徒の交流及び共同学習を充実させていく方法や実施内容を検討します。 特別支援学級*に在籍する児童・生徒の社会参加をめざして、通常の学級の担任と密接に連携しながら交流及び共同学習を推進します。
	<p>③ 副籍制度*による交流</p> <ul style="list-style-type: none"> 実施計画書兼実施報告書に記載された内容の進捗管理については、特別支援教育コーディネーター*連絡協議会で教育委員会が定期的に確認を行い、各学校で確実に実施します。 通常の学級と交流する意義等について、区立学校に広く理解啓発を図ることで、通常の学級を担当する教員が、充実した副籍制度*による交流を実施します。

用語解説

用語		解説
I	ICT	情報(Information)や通信(Communication)に関する技術 (Technology)の総称で、それぞれの頭文字を取ったもの。
S	SDGs 未来都市	SDGsの理念に沿った基本的・総合的取組を推進しようとする都市・地域の中から、特に、経済・社会・環境の三側面における新しい価値創出を通して持続可能な開発を実現するポテンシャルが高い都市・地域として選定される内閣府の制度。
あ行	アセスメント	児童・生徒についての情報を様々な角度から収集し、それらを整理・分析して、児童・生徒の実態や全体像を理解していくプロセス(様々な情報を基に総合的・多面的に判断し、見立てること)。
	医療的ケア	たんの吸引、経管栄養、導尿等、日常的に行う医行為のこと。
	インクルーシブ教育システム	人間の多様性の尊重等の強化、障がい者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障がいのある者と障がいのない者がともに学ぶ仕組み。インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場でともに学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要とされている。
	エリアネットワーク	「特別支援教育*」体制を進めるため、都内を複数のエリアに分け、特別支援学校*や小中学校等と地域の関係機関等によって形成する連携体制のこと。大田区では、東京都立矢口特別支援学校を区エリアの中核的機関となるセンター校として、東京都立城南特別支援学校、東京都立田園調布特別支援学校、東京都立品川特別支援学校、東京都立港特別支援学校、区教育委員会、区立小中学校が日常的なパートナーシップを形成し、エリアネットワーク会議を開催している。

用語	解説
あ行	おおた ICT 教育センター 授業改善を通して、情報活用能力など学習の基盤となる資質・能力を育成することを目的として設置した大田区立学校の教員を対象としたウェブサイト。 教員用タブレット端末から、区内各校の ICT* を活用した効果的な授業事例や国・東京都等の関連資料を閲覧することができる。
か行	学校特別支援員 学校特別補助員 特別な配慮を必要とする児童・生徒の指導にあたる教員を支援する職員のこと。任用形態により職名が異なる。
	キャリア教育 将来こどもたちが直面するであろう様々な課題に柔軟かつたくましく対応し、社会人・職業人として自立していくために、こどもたち一人ひとりの勤労観・職業観を育てていく教育。
	共生社会 これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障がい者等が、積極的に参加・貢献していくことができ、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様なあり方を相互に認め合える全員参加型の社会。
	個別の指導計画 学校生活支援シートに示された学校での支援を具体化した指導の計画。児童・生徒一人ひとりの障がいの程度に応じたきめ細かな指導を行うことができるよう、より具体的に指導目標や指導内容・方法を設定し作成するもの。
	個別の教育支援計画 本人や保護者の希望を踏まえて、教育・保健・医療・福祉等が連携して児童・生徒等を支援していく長期計画。本人や保護者に対する支援に関する必要な情報が記載され、乳幼児期から学校卒業後までの一貫性のある支援を行っていくためのツール。東京都では、「学校生活支援シート」と呼んでいる。
さ行	就学相談 障がいのある子どもの障がいの特性や状況に応じて、その子のもつ力をより伸ばす教育環境への就学に向けて、教育委員会と保護者が行う相談のこと。
	就学支援ファイル 障がいのある児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、適切な支援や円滑な接続を図るため、就学相談の過程で作成するファイル。

用語	解説
さ行	就学支援シート 保護者と幼稚園や保育園などの就学前機関が協力して作成し、小学校に提出するシート。こどもたちの安心で滑らかな就学のため、園での様子や行った指導、家庭での様子や保護者の意向、要望、期待を記入して、小学校へ引き継ぐ。
	食育 様々な経験を通じ、「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践できる人を育てること。
	自立活動 個々の児童・生徒が自立を目指し、障がいによる学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達の基盤を培うことを目的として、特別支援学校*、特別支援学級*及び通級による指導の教育課程において特別に設けられた指導領域。
	スクールソーシャルワーカー 社会福祉などの専門的知識、技術を活用し、問題を抱えた児童・生徒を取り巻く環境に働きかけ、家庭、学校、地域の関係機関をつなぎ、児童・生徒の悩みや抱えている問題の解決に向けて支援する専門家。
た行	通級指導学級 通常の学級での学習におおむね参加でき一部特別な指導を必要とする児童・生徒に対して、各教科等の指導を通常の学級で行いながら、障がいに応じた特別の指導を行うために設置する学級。
	特別支援学級 学校教育法第81条の規定に基づき、特別の支援を必要とする児童・生徒に対し、障がいによる学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行うことを目的に設置する学級。
	特別支援学校 学校教育法第72条の規定に基づき、視覚障がい者、聴覚障がい者、知的障がい者、肢体不自由者又は病弱者(身体虚弱者を含む。)に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障がいによる学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的に設置する学校。地域の小中学校等における特別支援教育*の推進・充実に向けてのセンター的機能を有する。

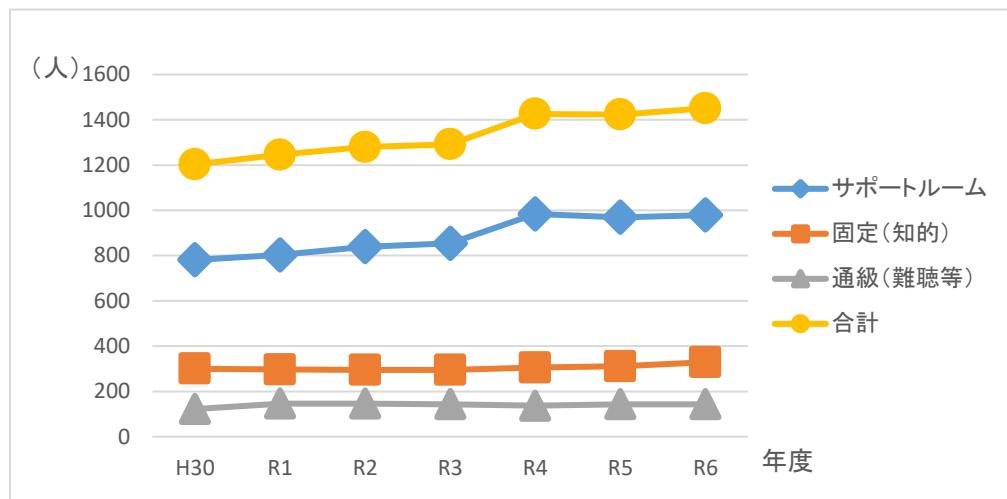
用語	解説
た行	特別支援学校のセンター的機能
	都立特別支援学校*が、地域の幼稚園や小中学校、高校等における特別支援教育*の推進・充実に向けて、各校や区市町村教育委員会等の要請に応じて必要な助言や援助を行う機能のこと。
	特別支援教育
	障がいのある児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、そのもてる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。
	特別支援教育コーディネーター
は行	特別支援教室(サポートルーム)
	発達障がい*のある児童・生徒が学習上又は生活上の困難さを改善・克服し、可能な限り在籍学級で他の児童・生徒とともに有意義な学校生活を送ることができるよう、発達障がい*教育を担当する特別支援教室巡回指導教員*が各校を巡回して指導を行うために設置するもの。
	特別支援教室巡回指導教員
は行	発達障がい
	自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がい、その他これに類する脳機能障がいであってその症状が通常低年齢において発現するもの。
は行	副籍制度
	特別支援学校(館山さざなみ学校含む)*に在籍する児童・生徒が、居住する地域の小中学校に副次的な籍(副籍)をもち、直接的な交流や間接的な交流を通じて、居住する地域とのつながりの維持・継続を図る制度のこと。

用語		解説
は行	保幼小地域連携協議会	保育所・幼稚園・小学校の交流連携をより一層推進するため、特別支援教育*や幼児教育等について協議を行う会議体。
ま行	マルチメディアディジー教科書	通常の教科書と同様のテキスト、画像を使用し、テキストに音声をシンクロ(同期)させて読むことができるもの。ディジー(DAISY)は、「Digital Accessible Information SYstem」の略で、コンピュータやタブレット端末を利用し、文字・音声・画像を同時に再生するデジタル録音図書のこと。

參考資料

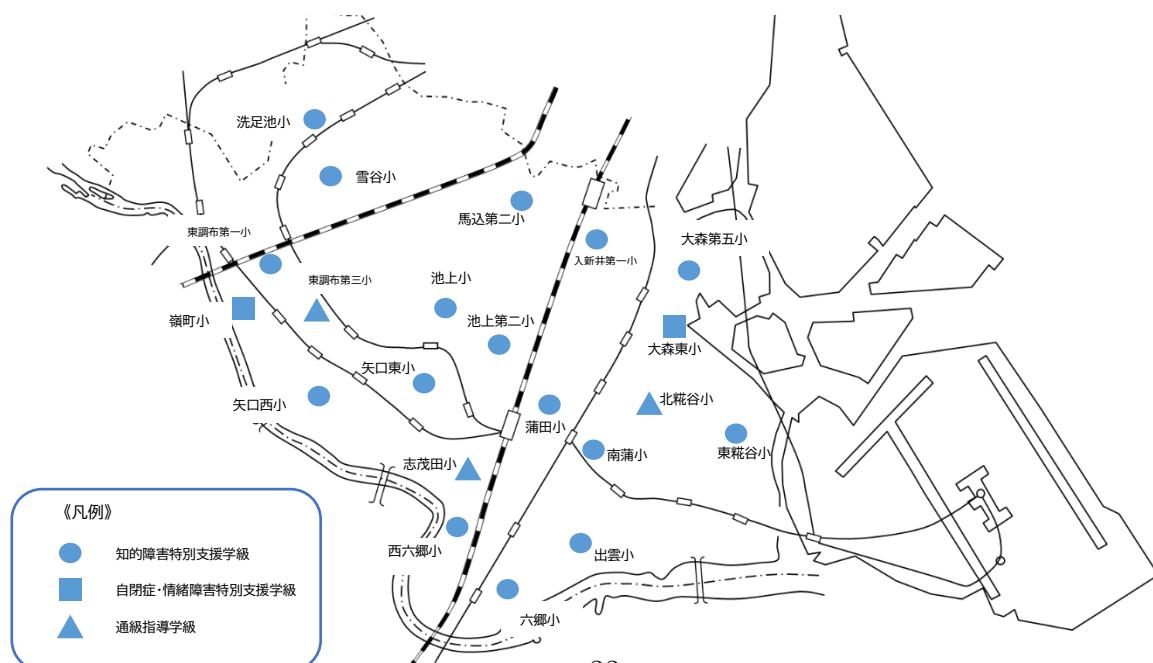
1 大田区における特別支援教育*の現況資料

(1) 小学校特別支援学級等在籍（利用）児童数 <各年度5月1日付>

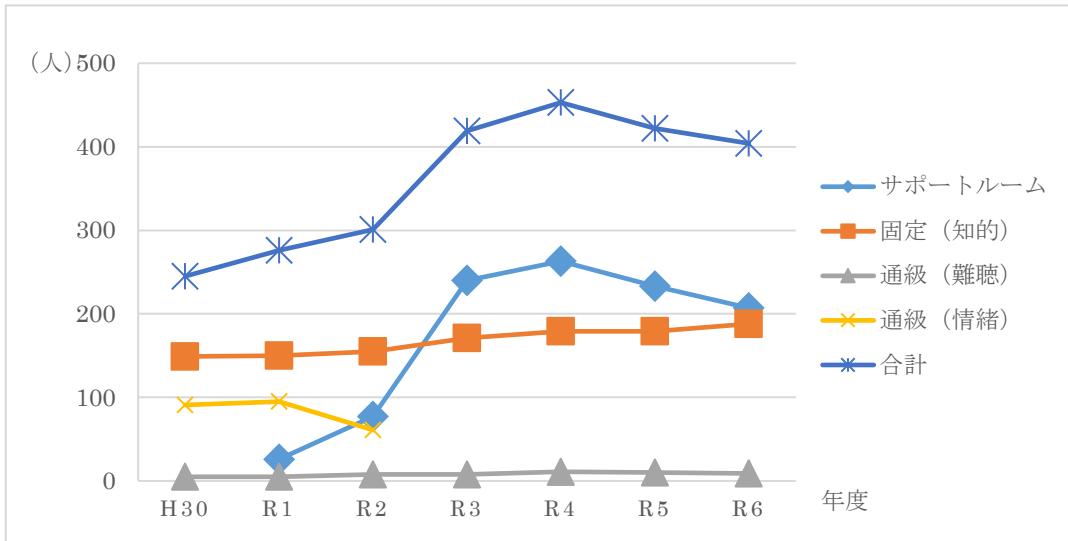


	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
固定 (知的)	300 人	297 人	295 人	295 人	305 人	311 人	329 人
固定 (自閉症・情緒)	-	-	-	-	-	-	5 人
通級 (難聴等)	122 人	146 人	146 人	143 人	137 人	143 人	142 人
弱視	12 人	14 人	10 人	9 人	7 人	7 人	5 人
難聴	16 人	19 人	19 人	16 人	16 人	19 人	17 人
言語障がい	94 人	113 人	117 人	118 人	114 人	117 人	120 人
サポートルーム	781 人	803 人	839 人	854 人	984 人	969 人	976 人
合計	1203 人	1246 人	1280 人	1292 人	1426 人	1423 人	1452 人

小学校特別支援学級設置校配置図 (令和7年4月1日時点)



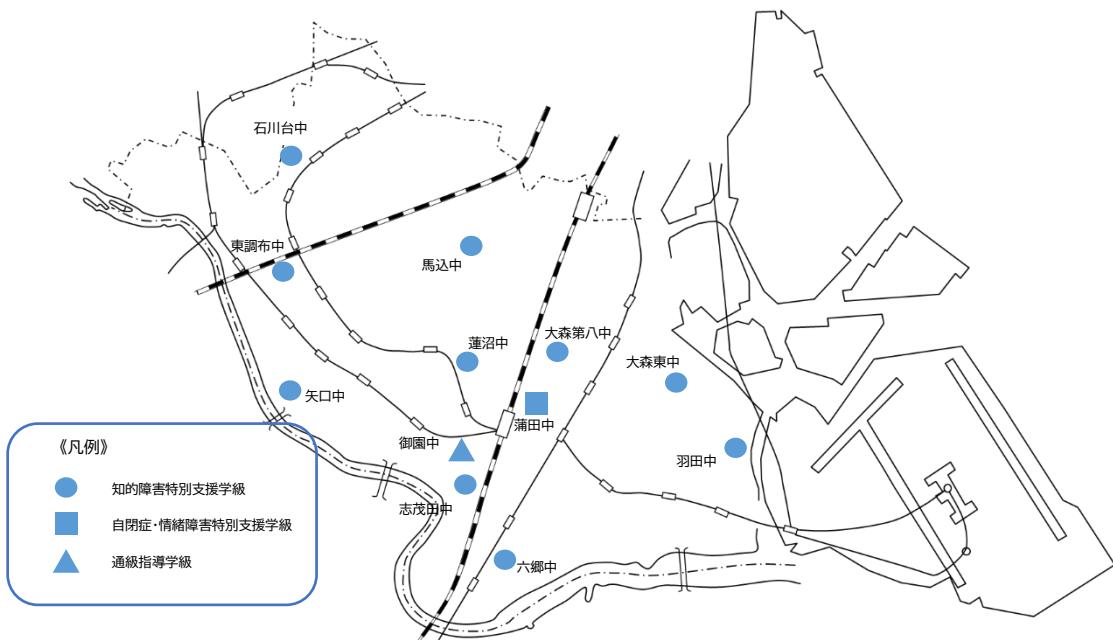
(2) 中学校特別支援学級等在籍（利用）生徒数 <各年度5月1日付>



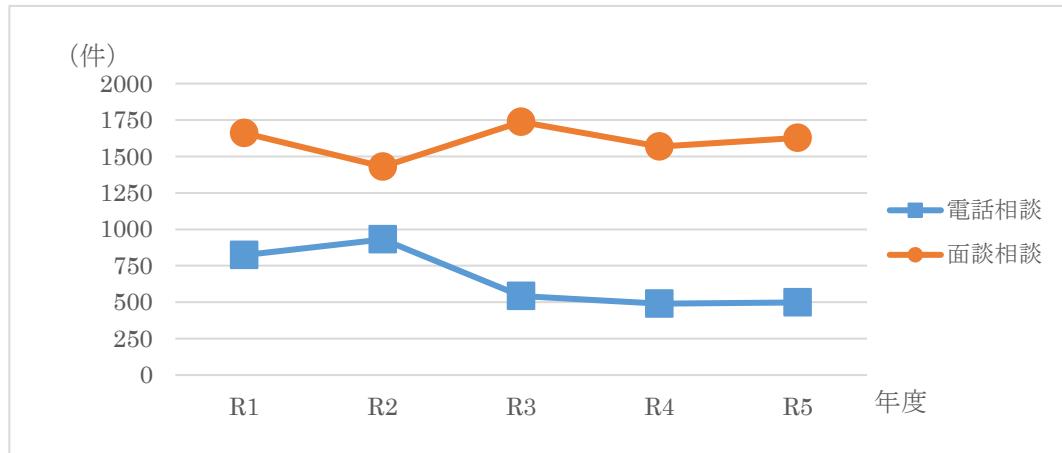
	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
固定(知的)	149人	150人	155人	171人	179人	179人	188人
通級(難聴)	5人	5人	8人	8人	11人	10人	9人
通級(情緒)※2	91人	95人	61人	-	-	-	-
サポートルーム	-	26人	77人	240人	263人	233人	207人
合計	245人	276人	301人	419人	453人	422人	404人

※2 中学校への特別支援教室（サポートルーム）*設置を令和元年度から段階的に行つたため、情緒障害通級指導学級と併存していた期間があります。

中学校特別支援学級設置校配置図（令和7年4月1日時点）

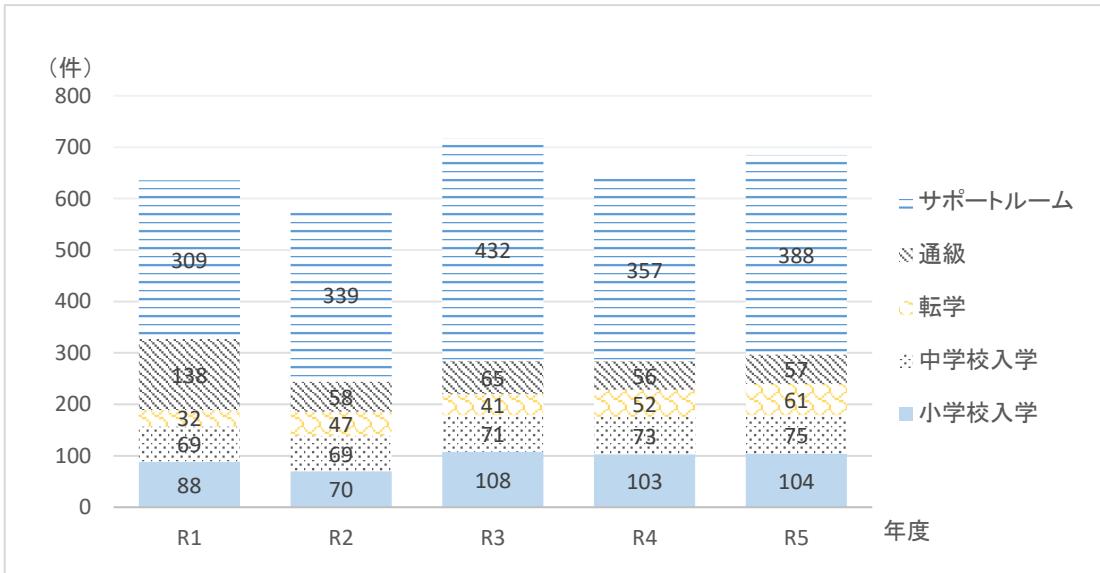


(3) 就学相談*件数



	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
電話相談	824 件	931 件	543 件	490 件	498 件
面談相談	1661 件	1430 件	1737 件	1567 件	1628 件

(4) 就学相談*結果



	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
小学校入学	88 件	70 件	108 件	103 件	104 件
中学校入学	69 件	69 件	71 件	73 件	75 件
転学	32 件	47 件	41 件	52 件	61 件
通級	138 件	58 件	65 件	56 件	57 件
サポートルーム	309 件	339 件	432 件	357 件	388 件

2 大田区特別支援教育推進計画検討過程

(1) 大田区特別支援教育推進計画検討委員会設置要綱

令和6年6月20日6教学発第10732号教育長決定

(設置)

第1条 大田区における特別支援教育に関する施策の総合的かつ計画的な進行を図ることを目的として（仮称）大田区特別支援教育推進計画（以下「計画」という。）を策定するため、「大田区特別支援教育推進計画検討委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 計画の検討に関すること。
- (2) その他関連する事項に関すること。

(構成)

第3条 委員会は、別表に掲げる委員をもって構成する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、教育総務部長とする。
- 3 副委員長は、委員長が指名する。
- 4 委員長は、会務を総括する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が必要に応じて招集する。

- 2 委員会は、所掌事項の関係部局の委員のみで開催することができる。
- 3 委員長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求めることができる。
- 4 会議の開催に当たっては、委員の代理出席を認める。
- 5 委員会は、委員長が必要と認めるときは、書面その他の方法によることができる。

(事務局)

第6条 委員会に関する事務を処理するため、教育総務部学務課に事務局を置き、学務課長を事務局長とする。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営その他について必要な事項は、委員長が定める。

付 則

- 1 この要綱は、決定の日から施行する。
- 2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第3条関係）

構 成	
学識	学識経験者2名
福祉	大田区手をつなぐ育成会代表
	肢体不自由児者父母の会代表
	大田区三医師会代表
特別支援学校	東京都立矢口特別支援学校代表
	東京都立城南特別支援学校代表
学校関係	大田区立小学校 PTA 連絡協議会代表
	大田区立中学校 PTA 連合協議会代表
	大田区立小学校長会代表
	大田区立中学校長会代表
	大田区立小学校特別支援学級設置校長会会长
	大田区立中学校特別支援学級設置校長会会长
大田区	福祉部障害福祉課長
	障がい者総合サポートセンタ一次長
	こども家庭部子育て支援課長
教育委員会	教育総務部長
	教育総務部学務課長
	教育総務部指導課長
	教育総務部指導企画担当課長
	教育総務部学校支援担当課長
	教育総務部指導課統括指導主事
	教育総務部教育センター所長

(2) 大田区特別支援教育推進計画検討委員会名簿

	氏 名	肩 書
委員長	今井 健太郎	教育総務部長
学識経験	金子 尚弘	白梅学園大学名誉教授
	山中 ともえ	全日本特別支援教育連盟 研究部長
福祉	閑製 久美子	大田区手をつなぐ育成会代表
	橋本 朋子	肢体不自由児者父母の会代表
	澁井 展子	大田区三医師会代表
特別支援学校	渡邊 優美	東京都立矢口特別支援学校代表
	二階堂 直子	東京都立城南特別支援学校代表
学校関係	竹山 恵誠	大田区立小学校 PTA 連絡協議会代表
	長村 美希	大田区立中学校 PTA 連絡協議会代表
	山本 秀一	大田区立小学校校長会代表
	中野 敏英	大田区立中学校校長会代表
	山崎 宏則	大田区立小学校特別支援学級設置校長会長
	阿部 仁明	大田区立中学校特別支援学級設置校長会長
大田区	浅沼 雄一郎	障害福祉課長
	塚本 靖章	障がい者総合サポートセンターワーク次長
	長沼 宏幸	子育て支援課長
教育委員会	高野 恒子	学務課長
	細田 真司	指導課長
	木下 健太郎	指導企画担当課長
	鈴木 啓介	学校支援担当課長
	秋山 亮	指導課統括指導主事
	早田 由香吏	教育センター所長

令和7年＊月発行

(仮称) 大田区特別支援教育推進計画

発行 大田区教育委員会

大田区蒲田 5-37-1

ニッセイアロマスクエア 5階

電話 03-5744-1440

東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査結果について(大田区)
令和6年度東京都平均値、大田区令和5年度平均値の比較

こども文教委員会	令和7年1月15日
教育委員会事務局	資料2番
所管 指導課	

性	学年	人数	握力(kg)			上体起こし(回)			長座体前屈(cm)			反復横とび(回)			持久走(秒) ※男子1500m 女子1000m				
			都平均	区平均	R5区 比較	都平均	区平均	R5区 比較	都平均	区平均	R5区 比較	都平均	区平均	R5区 比較	都平均	区平均	R5区 比較		
小学校	男子	1	2500	8.76	8.42	8.72	-0.30	11.41	11.02	10.91	0.11	26.83	26.88	26.55	0.33	26.24	25.76	26.11	-0.35
		2	2478	10.62	10.27	10.24	0.03	14.07	13.85	13.54	0.31	28.34	28.68	27.86	0.82	30.26	29.44	29.76	-0.32
		3	2447	12.45	12.12	12.17	-0.05	16.30	16.19	15.85	0.34	30.56	30.23	30.10	0.13	33.96	32.35	32.95	-0.60
		4	2538	14.23	13.92	14.37	-0.45	18.16	18.08	17.77	0.31	32.25	32.29	31.61	0.68	37.50	36.52	36.57	-0.05
		5	2399	16.36	16.36	16.44	-0.08	19.60	19.77	19.20	0.57	34.59	34.65	34.06	0.59	40.61	40.15	40.56	-0.41
		6	2353	19.36	19.24	18.90	0.34	21.27	21.63	21.07	0.56	36.59	36.75	36.33	0.42	43.89	43.87	44.14	-0.27
	女子	1	2189	8.17	7.88	8.07	-0.19	10.67	10.62	10.34	0.28	29.12	28.87	28.66	0.21	25.40	25.06	24.97	0.09
		2	2236	9.78	9.49	9.71	-0.22	13.28	12.94	12.97	-0.03	31.16	31.28	30.58	0.70	29.08	27.83	28.67	-0.84
		3	2420	11.58	11.56	11.34	0.22	15.39	15.57	15.35	0.22	33.87	33.99	34.11	-0.12	31.89	30.31	31.31	-1.00
		4	2427	13.38	13.09	13.56	-0.47	16.93	17.47	17.21	0.26	36.21	36.12	36.02	0.10	35.43	34.38	34.82	-0.44
		5	2416	16.04	15.86	16.16	-0.30	18.66	18.89	18.38	0.51	38.75	39.27	38.73	0.54	38.80	38.25	38.47	-0.22
		6	2237	18.88	18.78	19.08	-0.30	19.87	19.81	19.69	0.12	41.41	42.06	41.78	0.28	41.61	41.14	42.24	-1.10
中学校	男子	1	1599	23.77	23.50	24.12	-0.62	23.28	23.18	23.47	-0.29	40.31	40.01	40.14	-0.13	48.54	48.65	48.98	-0.33
		2	1644	29.40	29.42	29.12	0.30	25.68	26.83	26.11	0.72	43.00	44.01	42.94	1.07	51.55	51.82	51.77	0.05
		3	1599	33.65	33.66	33.69	-0.03	27.73	28.04	27.78	0.26	47.01	46.89	46.86	0.03	53.78	54.00	54.27	-0.27
	女子	1	1534	21.23	21.35	21.52	-0.17	20.32	20.63	20.39	0.24	43.64	44.41	43.52	0.89	44.58	45.11	45.15	-0.04
		2	1485	23.30	23.27	23.20	0.07	21.24	22.26	22.52	-0.26	45.56	45.60	45.56	0.04	45.82	45.67	46.31	-0.64
		3	1425	24.34	24.38	24.44	-0.06	22.45	23.48	23.36	0.12	46.86	48.35	48.05	0.30	46.54	46.82	46.98	-0.16

性	学年	人数	シャトルラン(回)			50M走(秒)			立ち幅とび(cm)			ボール投げ(m)			体力合計点				
			都平均	区平均	R5区 比較	都平均	区平均	R5区 比較	都平均	区平均	R5区 比較	都平均	区平均	R5区 比較	都平均	区平均	R5区 比較		
小学校	男子	1	2500	17.35	15.94	16.39	-0.45	11.84	11.91	11.57	-0.34	112.87	111.46	112.98	-1.52	7.83	7.34	7.51	-0.17
		2	2478	25.89	25.18	23.70	1.48	10.92	10.89	10.66	-0.23	123.45	121.60	123.03	-1.43	11.10	11.04	10.55	0.49
		3	2447	34.85	31.78	31.49	0.29	10.29	10.39	10.14	-0.25	133.70	130.95	133.80	-2.85	14.53	14.03	13.72	0.31
		4	2538	41.03	38.05	36.68	1.37	9.90	9.92	9.67	-0.25	142.05	138.88	142.24	-3.36	17.53	17.16	16.80	0.36
		5	2399	46.64	44.85	44.43	0.42	9.55	9.52	9.33	-0.19	150.71	149.85	151.08	-1.23	20.40	20.28	19.77	0.51
		6	2353	53.91	52.45	51.81	0.64	9.10	9.06	8.90	-0.16	162.40	160.27	162.81	-2.54	23.97	23.42	23.03	0.39
	女子	1	2189	14.12	13.50	13.08	0.42	12.22	12.29	12.02	-0.27	104.69	103.96	104.53	-0.57	5.27	5.03	5.07	-0.04
		2	2236	20.43	18.02	18.21	-0.19	11.24	11.32	11.04	-0.28	115.59	112.16	114.84	-2.68	7.02	6.75	6.87	-0.12
		3	2420	25.14	22.65	23.53	-0.88	10.65	10.71	10.48	-0.23	124.92	122.41	124.84	-2.43	8.94	8.78	8.65	0.13
		4	2427	29.73	28.56	27.55	1.01	10.22	10.19	10.02	-0.17	133.68	130.85	134.43	-3.58	10.90	10.62	10.63	-0.01
		5	2416	35.89	33.92	33.94	-0.02	9.80	9.79	9.62	-0.17	143.78	142.65	144.28	-1.63	12.88	12.71	12.28	0.43
		6	2237	40.68	39.14	39.91	-0.77	9.38	9.41	9.19	-0.22	152.03	150.29	154.03	-3.74	14.84	14.11	14.23</td	

こども文教委員会 令和7年1月15日
教育委員会事務局 資料3番
所管 指導課

令和7年度部活動管理運営等業務委託事業者の募集について

1 募集理由

大田区立中学校の一部の部活動において、教員に代わって事業者等から派遣された指導者が指導・運営を行うことで専門的な技術指導と部活動マネジメントを一括で行い、更なる部活動の充実と教職員の負担軽減に繋げることができる事業者を募集する。

2 委託実施校

中学校14校（令和6年度モデル校5校含む）

3 募集について

（1）募集方法

公募プロポーザル方式（業者提案方式）とする。

（2）選定方法

部活動管理運営等業務委託事業者選定委員会において書類審査、面接審査により選定する。

（3）選定スケジュール（予定）

	時 期	項 目
1	1月16日（木）	募集要領等の公表（ホームページ）
2	1月23日（木）	募集内容に関する質問の受付期限
3	1月28日（火）	質問に対する回答（ホームページ）
4	1月16日（木）から 2月7日（金）	提案書類の受付期間
5	2月10日（月）から 2月14日（金）	一次審査（書類審査）
6	2月17日（月）	結果通知発送
7	2月28日（金）	二次審査（面接審査）
8	3月6日（木）	選定結果通知発送
9	4月1日（火）	部活動管理運営等業務委託開始

こども文教委員会 令和7年1月15日
教育委員会事務局 資料4番
所管 指導課

令和7年度学校用務業務等委託事業者の選定結果について

区立小・中学校における令和7年度学校用務業務等委託事業者を以下のとおり選定した。

1 受託候補者（新規委託校：令和7年度～）

学校名	事業者名	事業者所在地
入新井第五小学校 入新井第一小学校	株式会社ジェイレック 大田支店	大田区羽田二丁目2番4号
東調布第一小学校 嶺町小学校	高橋工業株式会社 大田支店	大田区蒲田五丁目21番13号

2 受託候補者（既委託校：平成28年度～）

学校名	事業者名	事業者所在地
東調布第三小学校 松仙小学校	高橋工業株式会社 大田支店	大田区蒲田五丁目21番13号
矢口西小学校 多摩川小学校	南信ビルサービス株式会社	大田区新蒲田二丁目16番8号
大森東中学校 大森第八中学校	協和産業株式会社 城南営業所	大田区蒲田五丁目32番8号
六郷中学校 南六郷中学校	株式会社ジェイレック 大田支店	大田区羽田二丁目2番4号

3 受託候補者（既委託校：平成31年度～）

学校名	事業者名	事業者所在地
徳持小学校 千鳥小学校	高橋工業株式会社 大田支店	大田区蒲田五丁目21番13号
六郷小学校 高畠小学校	南信ビルサービス株式会社	大田区新蒲田二丁目16番8号
西六郷小学校 道塚小学校	株式会社リンレイサービス 城南支店	大田区北馬込二丁目26番3号

大森第二中学校 大森第三中学校	協和産業株式会社 城南営業所	大田区蒲田五丁目 32 番 8 号
東蒲中学校 蒲田中学校	株式会社ジェイレック 大田支店	大田区羽田二丁目 2 番 4 号

4 受託候補者（既委託校：令和 4 年度～）

学校名	事業者名	事業者所在地
大森第一小学校 中富小学校	協和産業株式会社 城南営業所	大田区蒲田五丁目 32 番 8 号
久原小学校 相生小学校	株式会社ジェイレック 大田支店	大田区羽田二丁目 2 番 4 号

5 業務委託期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

（初年度を含み 3 年間は、引き続き契約できる期間とする。）

6 主な選定理由

- (1) 年間の研修計画を定めるなど、人材育成に積極的である。
- (2) 区内での人材確保に積極的である。
- (3) 学校との協力体制が具体的であり、情報管理体制も適切である。
- (4) 用務業務等の幅広さを認識しており、人材重視の姿勢がある。
- (5) 安全管理対策が適切であり、事故発生時の対応策も具体的である。

7 応募事業者数

12 事業者

8 選定の経過

項目	時期
公募期間	令和 6 年 10 月 8 日から 11 月 13 日まで
一次審査（書類審査）	令和 6 年 12 月 3 日
一次審査結果（決定）	令和 6 年 12 月 4 日
二次審査（プレゼンテーション）	令和 6 年 12 月 19 日
二次審査結果（決定）	令和 6 年 12 月 23 日

こども文教委員会
令和7年1月15日
こども家庭部 資料1番
所管 子育て支援課

東嶺町児童館運営委託事業者の選定結果について

1 受託候補者

名 称：株式会社マミー・インターナショナル

所在地：神奈川県横浜市中区桜木町一丁目1番地 グランビュービル5F

2 選定理由（概要）

- (1) 他自治体において同種業務を多数受託する実績があり、児童館業務のほか、保育業務などの経験やノウハウを活かした安全かつ円滑な事業運営が期待できるため。
- (2) 人材確保・人材育成の観点や企画提案内容等の評価が高く、委託後も良好な事業運営が期待できるため。

3 応募事業者数

3事業者

4 選考経過

項目	時期
公募期間	令和6年8月1日から8月30日まで
一次審査（書類審査）結果通知	令和6年10月1日
二次審査（プレゼンテーション・質疑応答）	令和6年11月13日
二次審査結果通知	令和6年11月20日

5 運営委託開始年月日（予定）

令和7年4月1日

こども文教委員会
令和7年1月15日
こども家庭部 資料2番
所管 保育サービス課

多摩堤保育園舎の売払いについて

令和4年2月に策定した「保育園更新に関する方針」では、園舎の買取りを希望する運営事業者に対して区が適正な価格で売却し、保育施設の更新を進めていくことを定めている。

このたび、多摩堤保育園の運営法人から園舎を買い取る旨の意向が示され、当該園舎の売払いを決定したため以下のとおり報告する。

1 施設情報

施設名 多摩堤保育園（昭和53年5月設置）

所在地 大田区鵜の木三丁目11番13号

定員

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
9名	12名	16名	16名	21名	19名	93名

(令和7年4月1日予定)

2 運営事業者

社会福祉法人南町保育会

※ 平成21年4月から現在まで運営中

3 園舎売払予定価格

13,860,000円（消費税込み）

4 今後の予定

建物売買契約締結 令和7年3月

建物引渡し 令和7年6月

※ 引渡し後、運営法人による大規模改修が予定されている。

※ 引き続き区と運営事業者の間で締結している基本協定書に基づき、長期かつ安定的に運営を行っていく。

こども文教委員会
令和7年1月15日
こども家庭部 資料3番
所管 保育サービス課

都営東糀谷六丁目団地建替事業に伴う区公共施設の設置について

都営東糀谷六丁目団地建替に伴い、3期整備ゾーン内における区公共施設の再整備について東京都との基本設計案の協議に基づき、以下のとおり都営住宅と合築して整備を進める。

1 位置

東糀谷六丁目 23 番 16 ほか（都営東糀谷六丁目団地内）

2 設置する区公共施設

（1）保育園（東糀谷保育園）

都営住宅D - 1棟1階に設置

床面積：約 1,350 m²

（2）就労継続支援B型事業所（うめのき園）

都営住宅D - 2棟1階に設置

床面積：約 1,120 m²

※ 都が新たな公園を整備し、区立公園として区が管理する予定。

3 今後の予定

（1）令和7年3月 紛争予防条例に基づく近隣説明会実施

（2）令和7年6月以降 実施設計着手

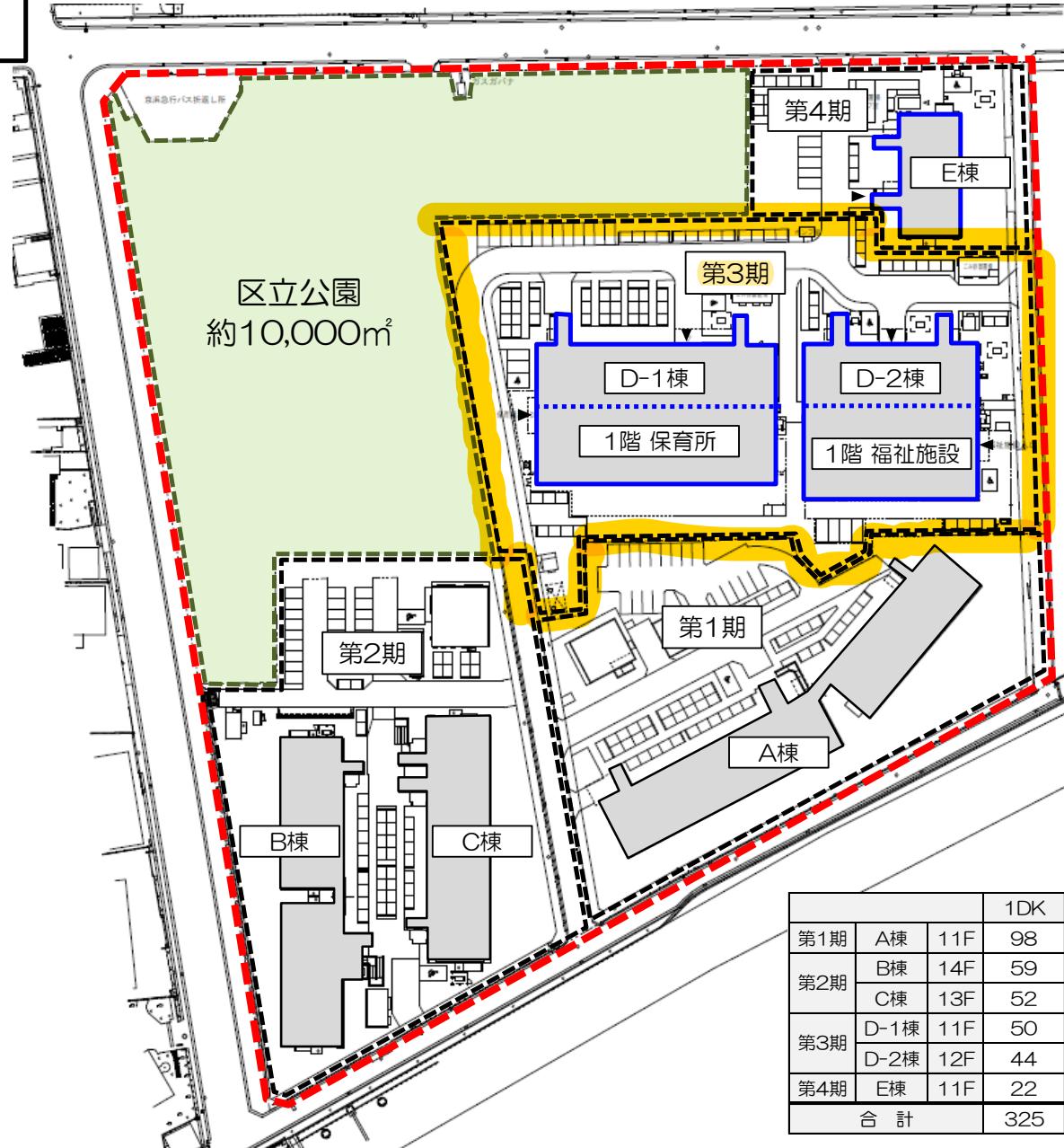
（3）令和8年度以降 建替工事着手

※ 実施設計、建替工事は、東京都に委任して進めていく。

4 配置計画案

別添資料のとおり

配置計画図（案）



		1DK	2DK②	2DK③	3DK	計	
第1期	A棟	11F	98	98	21	11	228
第2期	B棟	14F	59	59	32	8	158
	C棟	13F	52	78	13	13	156
第3期	D-1棟	11F	50	50	10	10	120
	D-2棟	12F	44	44	11	0	99
第4期	E棟	11F	22	22	22	0	66
合 計			325	351	109	42	827